

農地・水・環境保全向上対策 道府県中間年評価書

| | | | |
|------|-----|------|-----------------|
| 道府県名 | 栃木県 | 担当部署 | 農政部 農村振興課・経営技術課 |
|------|-----|------|-----------------|

交付金の交付状況の点検(平成21年度)

【市町村・活動組織数】

- ・ 全市町村数 30 市町村 (市町合併により評価書提出日現在27市町)
- ・ 農地・水・環境保全向上対策実施市町村数〔うち営農活動支援〕
29 市町村 (14 市町村)
- ・ 活動組織数〔うち営農活動支援〕
375 組織 (52 組織)
- ・ 1市町村当たりの活動組織数〔うち営農活動支援〕
12.9 組織 (3.7 組織)

【取組面積】

- ・ 農振農用地面積 104,224 ha (田 : 82,351 ha 畑 : 20,048 ha 草地 : 1,825 ha)

- ・ 交付金交付対象農用地面積 28,327.22 ha (田 : 25,261.21 ha 畑 : 3,034.16 ha 草地 : 31.85 ha)
- 〔うち営農活動支援、うち作物区分別先進的営農取組面積〕(単位:ha)

| 計 | 水稻 | 麦・豆類 | いも・根菜類 | 葉茎菜類 | 果菜類・果実的野菜 | 施設トマト等 | 果樹・茶 | 花き | 左記以外 |
|----------|----------|-------|--------|------|-----------|--------|------|------|-------|
| 1,758.06 | 1,640.17 | 20.16 | 0.00 | 5.44 | 0.66 | 2.09 | 1.76 | 0.00 | 87.78 |

- ・ 1市町村当たりの交付金交付対象農用地面積 小数点第1位まで表示 976.8 ha (田 : 871.1 ha 畑 : 104.6 ha 草地 : 1.1 ha)
- 〔うち営農活動支援、うち作物区分別先進的営農取組面積〕(単位:ha)

| 計 | 水稻 | 麦・豆類 | いも・根菜類 | 葉茎菜類 | 果菜類・果実的野菜 | 施設トマト等 | 果樹・茶 | 花き | 左記以外 |
|-------|-------|------|--------|------|-----------|--------|------|-----|------|
| 125.5 | 117.2 | 1.4 | 0.0 | 0.4 | 0.0 | 0.1 | 0.1 | 0.0 | 6.3 |

- ・ 協定農用地面積 30,069.20 ha (田 : 26,434.54 ha 畑 : 3,602.81 ha 草地 : 31.85 ha)
- うち特認要件適用面積 0.00 ha (田 : 0.00 ha 畑 : 0.00 ha 草地 : 0.00 ha)

- ・ 1活動組織当たりの協定農用地面積 小数点第1位まで表示 80.2 ha (田 : 70.5 ha 畑 : 9.6 ha 草地 : 0.1 ha)
- 〔うち営農活動支援、うち作物区分別先進的営農取組面積〕(単位:ha)

| 計 | 水稻 | 麦・豆類 | いも・根菜類 | 葉茎菜類 | 果菜類・果実的野菜 | 施設トマト等 | 果樹・茶 | 花き | 左記以外 |
|------|------|------|--------|------|-----------|--------|------|-----|------|
| 33.7 | 31.5 | 0.4 | 0.0 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1.7 |

- ・ 面積規模別活動組織数〔うち営農活動支援〕
- | | | | | | | | | | |
|---------|----|-----------|-----|------------|-----|-------------|----|----------|----|
| ～20ha : | 25 | 20～50ha : | 130 | 50～100ha : | 133 | 100～200ha : | 64 | 200ha～ : | 23 |
| { | 23 | { | 17 | { | 10 | { | 1 | { | 1 |

【交付総額】

- ・ 交付総額 13.16 億円
- | | | |
|--------------------|--|---|
| 地域協議会から活動組織へ交付された額 | 共同活動支援 11.98 億円 | 営農活動支援 1.18 億円 |
| | うち営農基礎活動支援 0.15 億円 | うち先進的営農支援 1.03 億円 |

- ・ 1市町村当たりの交付額〔うち営農活動支援〕
小数点第1位まで表示 0.5 億円 (0.1 億円)

- ・ 使途別割合 (単位:%)

| 区分 | 日当 | 購入、リース費 | 委託費 | その他 | 個人への配分 | 次年度繰越 |
|------------|------|---------|------|------|--------|-------|
| 共同活動支援 | 39.4 | 26.8 | 11.0 | 13.5 | | 9.3 |
| 営農活動支援(任意) | | | | | | |
| うち営農基礎活動支援 | | | | | | |
| うち先進的営農支援 | | | | | | |
| 全体 | 39.4 | 26.8 | 11.0 | 13.5 | | 9.3 |

- 〔営農基礎活動支援:営農活動支援交付金実施要領第5の6.ア～ク(単位:%)〕

| ア | イ | ウ | エ | オ | カ | キ | ク |
|------|------|-----|-----|------|-----|-----|------|
| 15.2 | 37.3 | 2.0 | 7.3 | 18.8 | 0.6 | 4.5 | 14.3 |

- 〔先進的営農支援〕(単位:%)

| 先進的取組農家への配分 | 地域環境の保全等のための取組 | 交付金の交付等に係る事務経費 |
|-------------|----------------|----------------|
| 98.7 | 0.3 | 1.0 |

実施要領第5の6

- ア 環境負荷低減に向けた取組に関する検討会や消費者との意見交換会等の開催等
- イ 技術研修会や先進地調査等の技術の習得等に関する研修
- ウ 技術マニュアル、普及啓発資料の作成及び配布
- エ 技術実証ほの設置等の環境負荷低減技術の実証及び調査
- オ 先進的な取組の展示効果を高めるための標示
- カ 先駆的農業者等による技術指導
- キ 土壌、生物等の調査分析
- ク 環境負荷低減に向けた推進活動として地域協議会が特に必要と認める事項

活動組織の取組の評価

1 共同活動支援について

(1) 基礎部分の活動

すべての活動項目を実施することが要件となっていることから、「点検活動」「計画策定」「実践活動」とも、100%の実施割合となっている。

(2) 誘導部分(農地・水向上活動)

「機能診断」「計画策定」については、すべての活動項目を実施することが要件となっていることから、100%の実施割合となっている。

「実践活動」については、50%以上の活動項目を実施することが要件となっているところ、72%の実施割合(全国平均68%)となっている。

協定面積規模別にみると、100ha以上の活動組織で実施割合(75%)が高くなっている。具体的な実践活動については、「異常気象後の見回り・応急措置」「きめ細やかな雑草対策」の取組が全体的に多いが、対策導入により、農用地では「法面の初期補修」「畦畔の再築立」、農道では「路肩・法面の初期補修」「破損施設の改修」、開水路では「水路法面の初期補修」「破損施設の改修」「目地詰め」「水路藻の除去」など、施設の長寿命化に向けた取組が多くなってきている。

(3) 誘導部分(農村環境向上活動)

農村環境向上活動全体で4項目以上実施することが要件となっているところ、9.2項目(全国平均6.8項目)となっている。

協定面積規模別にみると、100ha以上の活動組織で活動項目数(10.8項目)が多くなっている。

具体的な実践活動については、生態系保全活動の「生物の生息状況把握(生きもの調査)」や景観形成・生活環境保全活動の「植栽」「施設の巡回点検・清掃」などの取組が多くなっている。

生きもの調査は、本県の実施要件となっており、全ての活動組織が取り組んでいる。

2 営農活動支援について

(1) 先進的営農に係る取組状況

ア 営農活動支援を実施した活動組織の割合と共同活動との関係

本対策に取り組むすべての活動組織のうち、営農活動支援を実施した活動組織の割合は14%(全国14%)となっている。

協定面積規模別にみると、全国の傾向と同様に、協定面積が大きいほど営農活動支援を実施した活動組織の割合が高くなっている。

イ 先進的営農実施面積が共同活動の取組面積に占める割合

営農活動支援を実施している活動組織における、先進的営農実施面積が協定面積に占める割合は32%(全国24%)となっている。

共同活動の協定面積別にみると、先進的営農を実施した面積の割合は、協定面積が20ha未満のクラスが最も大きく約5割であり、20ha以上では、30%前後であった。

(2) 環境負荷低減に向けた推進活動

環境負荷低減に向けた推進活動(営農基礎活動支援)の内容は、「展示効果を高めるための標示等」「技術の普及・研修」の順に高くなっている。両活動は、営農活動支援を実施する活動区域の7割を超える区域で取り組まれている。

(3) 地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組

地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組は、土づくりを行うための「たい肥等有機質資材の施用」の実施率が最も多くなっている(96%)。次いで、「浅水代かき」(90%)、「肥効調節型肥料の施用」(86%)、「機械除草」(68%)、「温湯種子消毒技術の利用」(61%)の順となっている。

1 共同活動支援について

(1) 取組・参加者の状況について

【成果】

本県の(協定)取組面積は30,069ha、農振農用地に占める取組割合は27%となっており、取組目標の30,000haに達している。
 全国で見ると、取組面積は15位、取組割合は21位となっている。また、関東農政局管内では、面積・割合とも最大である。
 対策導入前に比べ、農地・水向上活動の実践活動項目数は2.3倍(全国平均2.1倍)、農村環境向上活動は5.5倍(全国平均4.3倍)となっており、本県の活動組織では積極的な活動が実践されている。
 活動参加者数・活動時間数は経年的に増加している。特に、対策導入前に比べて、非農業者、女性、子供の参加者数が大きく増加している。
 農村環境向上活動では、地域外(構成員以外)からの参加者が他の活動に比べて多く、地域交流の促進に大いに効果を発揮している。
 8割の市町が、「農業用施設の保全」「農村環境の保全向上」「農村地域の活性化」の面において、本対策による有効性を評価しており、今後の「対策の継続的推進」を望んでいる。

一般県民の本対策に対する認知度は48%となっており、マスコミ(新聞等)にも頻繁に取り上げられるなど、制度やその趣旨の理解は進んできている。

【課題】

活動参加者の中心は、50～60歳代となっており、20～40歳代の参加割合が低い。
 農地・農業用水等の生産資源や豊かな農村環境を将来にわたり保全していくためには、なお一層、施設補修や環境保全活動の取組に交付金を活用していく必要がある。

(2) 農地・農業用水等の生産資源の保全管理について

【成果】

対策導入を契機に、農業者・非農業者ともに、「農地や農業用水路等の保全活動」の重要性に対する意識が大幅に高まってきている。
 9割以上の活動組織が、水路や農道の保全に関して、共同活動の有効性を評価している。
 水路や農道の機能について、共同活動により改善が図られている。
 8割の活動組織が、遊休農地対策としての共同活動の有効性を評価している。
 農地や農業用水路等の保全活動に取り組んだ結果、草刈り作業の農家負担軽減、病害虫の発生抑制、農業用水の効率的な管理・安定確保など、地域農業の生産条件向上に資する効果が発現している。

【課題】

2割の活動組織が、共同活動による遊休農地の解消等に取り組んでいない。
 9割の活動組織が、施設補修など「技術力向上のための専門家等との連携が十分でない」と認識している。

(3) 農村環境の保全向上について

【成果】

対策導入を契機に、農業者・非農業者ともに、「農村環境の保全活動」の重要性に対する意識が大幅に高まってきている。
 生きもの調査に取り組んだ結果、
 ・9割の活動組織において、地域全体で、農村環境への関心が高まってきている。
 ・子供達の環境学習機会の増加、地域交流の活発化、新たな取組への発展に繋がっている。新たな取組としては、「生きものマップの作成」「生きもの情報の発信」のほか、「水田魚道の設置」「ピオトープの設置」など生きもの生息空間の創出に向けたものとなっている。
 ・また、環境に配慮した農業への関心の高まりはもとより、除草剤の使用抑制、生きものに配慮した水管理の実施など、営農方式にも変化が表れてきている。
 花の植栽など景観形成活動に取り組んだ結果、9割の活動組織が、地域の景観が向上したと回答しており、併せて、景観に対する関心の高まり、地域のまとまり充実、女性・高齢者の活躍の場の創出など、副次的な効果も発現している。

(4) 地域コミュニティの変化について

【成果】

地域における話し合いの平均実施回数は、2.0回から8.7回に増加するとともに、話し合いに参加する世帯も増加してきている。

地域における行事やイベントの平均実施回数は3.3回から8.1回に増加するとともに、都市住民等との交流活動機会も増えてきている。

共同活動の取組内容を、「看板設置」「広報紙やパンフレット発行」「地域イベントで紹介」「市町広報誌や新聞等への情報提供」などの取組を通じて、積極的に情報発信する活動組織が増えている。

対策導入を契機として、「行事やイベント」はもとより、「地域の将来像に係る話し合い」「高齢者や女性を中心とした活動」など、新たな取組も進められている。

【課題】

多くの活動組織では、将来の「地域づくりのリーダー」や「地域農業の担い手（農業後継者）」の存在が描けておらず、また、地域づくりのリーダー等の確保育成にも取り組んでいない。

共同活動において、「質的・量的向上」や「自立化」といった意識醸成が十分でない。共同活動に係る話し合いの場を活用して、「農業振興（集落営農や農業後継者の確保など）に係る話し合い」を行っている活動組織が少ない。

2 営農活動支援について

(1) 営農活動支援の概要について

【成果】

営農活動の取組は、平成21年度まで増加し、平成21年度の取組面積は1,758ha、区域数は72であった。

全国の中で、栃木県の取組面積は第12位、区域数は第16位（平成20年度）であった。

(2) 環境保全型農業の取組について

【成果】

営農基礎活動に取り組むことによって、40%の区域で環境保全型農業への理解が深まった。

本対策の導入によって、5割低減の取組は、区域内で4割程度増加した。

5割低減の取組を今後も続けたい区域は52%で、さらに拡大したい区域は39%であった。

【課題】

5割低減の取組において、約3割の区域で収量や品質の確保が難しいと感じている。

(3) 地域農業の振興について

【成果】

実施区域の約半数で、5割低減の農産物のブランド化を図っており、そのうち14区域は独自のブランド名を使用していた。

【課題】

5割低減の農産物をブランド化することによって、販売価格は2割程度高くなった。ブランド化していない場合は、慣行栽培とほとんど価格は変わらなかった。

(4) 農村環境の保全・向上について

【成果】

地域で生産されるたい肥の施用は、本対策の導入によって51%で増加した。

(5) 市町の評価について

【成果】

市町は営農活動支援に対して概ね評価している。

【課題】

営農活動支援に取り組まない理由は、事業要件が厳しいことや事務手続きが大変であることが多かった。

【評価のまとめ】

本県の共同活動取組面積は目標であった30,000haに達し、全国平均を上回る積極的な保全活動が実践されるなど、“とちぎ”の豊かな農業・農村を継承していく上で、多様な人の参画を得ながら取り組む共同活動は重要な役割を担っている。

活動組織の「農地や農業用水路等の保全活動」の重要性に対する意識が高まるとともに、施設の機能改善が図られている。また、草刈り作業の農家負担軽減、病害虫の発生抑制など、地域農業の生産条件向上も図られており、共同活動は農地・農業用水等の保全に有効である。

活動組織の「農村環境の保全活動」の重要性に対する意識が高まるとともに、花の植栽など景観形成活動を通じて地域の景観向上が図られている。また、本県が独自に全活動組織で取り組んでいる生きもの調査を通じて、地域環境の意識向上や地域交流の活発化、子供達の環境学習機会増、さらには、環境に配慮した営農の取組に繋がっており、共同活動は農村環境の保全に有効である。

対策導入を契機に、農業者はもとより、非農業者、女性、子供の参加者数が大きく増加し、幅広い交流が展開されるとともに、地域における話し合いや行事等の実施回数も増加するなど、共同活動が地域コミュニティの醸成に役立っている。

営農活動の取組は、平成21年度までに面積・区域数ともに増加した。化学肥料及び化学合成農薬の使用を大幅に低減した環境保全を重視する栽培が、これまでの点的な取組から、地域での面的な取組に拡大が図られた。

化学肥料及び化学合成農薬を5割低減した農産物について、独自のブランド名を付けるなどブランド化を図る取組も見られ、販売価格が慣行栽培に比べ2割程度高くなる例も見られるなど、地域の農業振興へ効果が認められた。

本対策に係る課題等

交付金の効果的な活用を図るため、単位面積当たりの一律単価ではなく、面積規模や活動内容に応じた単価とするなど、交付金の弾力的運用が必要である。

本対策の取組を地域に定着させていくには、農業の多面的機能と保全活動の重要性について、若者をはじめとした多くの人達の理解を深めていく必要がある。

地域の保全体制づくりには、リーダー育成や知識・技術の習得のためのシステムを構築していく必要がある。

化学肥料及び化学合成農薬を5割低減した農産物について、ブランド化の取組の有無が販売価格に影響することが明らかだった。このため、県内活動組織の優良事例のPRなどの周知を通し、営農活動組織の取組の質的向上を図る必要がある。